

職派需発0331第8号

平成26年3月31日

各道府県労働局

(愛知、大阪労働局を除く)

職業安定部長 殿

東京、愛知、大阪各労働局

需給調整事業部長 殿

厚生労働省職業安定局

派遣・有期労働対策部

需給調整事業課長

(公印省略)

地方公共団体等が民間職業紹介事業者に委託して職業紹介事業を行わせる場合の職業紹介事業の区分に関する基準について

需給調整事業関係業務の適切な運営にご尽力いただき、感謝申し上げます。

標記については、これまで平成18年2月15日付け需給調整事業課課長補佐事務連絡「地方公共団体が民間職業紹介事業者に委託して職業紹介事業を行わせる場合の職業紹介事業の区分について」に基づき、職業紹介事業者に支払われる委託費及び補助金（以下「委託費等」という。）が職業紹介の対価に当たるか否かを判断することにより運用してきたところであるが、今般、当該事務連絡を廃止したことにより、今後の取扱いについては、本内かんの基準により徹底されたい。

記

1 受託者が有料職業紹介事業者となる委託事業の場合

委託費等の額が紹介実績または雇用関係の成立実績により変動する方法により支払われている場合、受託する職業紹介事業者は、職業紹介の対価を徴収していると考えられることから、有料職業紹介事業として取り扱うこととする。